

一宮市下水取付管設置工事費の負担基準

平成 28 年 9 月 30 日

(目的)

第 1 条 この基準は下水取付管（以下「取付管」という。）を設置しようとする者の申し出により取付管工事を施工するにあたり、取付管工事費用の負担基準を明確にすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取付管 接続ますから公共下水道の管渠に接続する管をいう。
- (2) 一筆の土地 下水道事業計画区域内の土地登記簿上の一区画をいう。ただし、供用開始時に同一の所有者が一筆の土地（500平方メートル未満の土地に限る。）を隣接して2筆以上所有している場合は、当該2筆以上の土地も一筆として取り扱う。

(施工の時期)

第 3 条 取付管は、下水道事業計画区域内において下水道本管理設時に設置することを原則とする。

(設置の届出)

第 4 条 取付管を設置しようとする者は、以下の書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 下水道本管理設時に取付管を設置しようとする者は、取付管設置申込書により申請する。
- (2) 下水道供用開始告示後3年以内に取付管を設置しようとする者は、取付管申込書（公費負担）により申請する。
- (3) 前2号以外で取付管を設置しようとする者は、一宮市下水道条例施行規程第3条の2による。

(費用負担)

第 5 条 一宮市下水道条例第 6 条及び一宮市下水道条例施行規程第 5 条各号に定める、取付管の設計及び工事に係る費用負担は次のとおりとする。

- (1) 公費負担

- ア 下水道事業計画区域内の土地において前条（１）により申請され、下水道本管と同時に新設する取付管に係る工事費用
- イ 取付管の新設に係る工事において前条（２）により申請され、供用開始告示後３年以内に排水設備の使用開始に伴い施工する場合の工事費用
- ウ 取付管の新設に係る工事において一筆の土地の面積が５００平方メートルまでごとの１箇所に係る工事費用（ただし、対象となる土地の面積は、供用開始時の土地登記簿謄本上の区画面積を基準とする。）

（２） 私費負担

- ア 下水道事業計画区域外の土地への取付管の新設に係る工事費用
- イ 取付管の新設において、一筆の土地の面積が５００平方メートルまでごとに２箇所以上設置する場合における当該２箇所目以降の取付管工事に係る費用又は排水設備の使用を伴わない取付管工事に係る費用
- ウ 供用開始告示後３年を経過した土地への取付管の新設に係る工事費用
- エ 供用開始告示後３年以内において排水設備の使用開始を伴わない取付管新設に係る工事費用
- オ 供用開始後に分筆された土地においては、分筆以前の基準設置数を超える取付管の新設に係る工事費用
- カ 一宮市下水道条例施行規程第５条（２）イに定める費用（取付管の増設に係る費用）
- キ 一宮市下水道条例施行規程第５条（２）ウに定める費用（取付管の改築に係る費用）

（雑則）

第６条 この基準に定めるもののほか、取付管の設置に必要な事項は、管理者の決定によるものとする。

付 則

（施行期日）

この基準は、平成２８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

ただし、既に供用開始している土地においては排水設備の使用開始に伴い施工する場合の取付管工事に限り平成３１年９月３０日まで従前の例による。